

平成29年第4回

瑞浪市議会定例会議案

平成29年8月29日

目 次

議第 5 7 号	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 8 号	瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 5 9 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 6 0 号	瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	6
議第 6 1 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 6 2 号	瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 6 3 号	瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議第 6 4 号	瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 2
議第 6 5 号	訴えの提起について……………	1 4
議第 6 6 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 6 7 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 6 8 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 8
議第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 9
議第 7 0 号	平成 2 9 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）……………	2 0
認第 1 号	平成 2 8 年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	2 5
認第 2 号	平成 2 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につ いて……………	2 6
認第 3 号	平成 2 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定につい て……………	2 7
認第 4 号	平成 2 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	2 8
認第 5 号	平成 2 8 年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定につい て……………	2 9
認第 6 号	平成 2 8 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について……………	3 0
認第 7 号	平成 2 8 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	3 1
認第 8 号	平成 2 8 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	3 2

議第 57 号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 8 月 29 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市税条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 1 項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第 1 期 6 月 1 日から同月 30 日まで

第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで

第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

第 4 期 翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで

第 68 条第 1 項及び第 84 条第 2 項中「10 日」を「1 日」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 83 条及び新条例」を「瑞浪市税条例第 83 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 83 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
-----------------	---------	---------

第 8 3 条第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 3 条第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 3 条	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 6 年条例第 1 3 号。以下この項において「平成 2 6 年改正条例」という。) 附則第 1 2 項の規定により読み替えて適用される第 8 3 条
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア (イ) の項	第 2 号ア (イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 1 2 項の規定により読み替えて適用される第 8 3 条第 2 号ア (イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) a の項	第 2 号ア (ウ) a	平成 2 6 年改正条例附則第 1 2 項の規定により読み替えて適用される第 8 3 条第 2 号ア (ウ) a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) b の項	第 2 号ア (ウ) b	平成 2 6 年改正条例附則第 1 2 項の規定により読み替えて適用される第 8 3 条第 2 号ア (ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中瑞浪市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第 5 8 号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和 3 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「1 0 日」を「1 日」に改め、同条第 2 項中「、特別の事情がある場合を除くほか」を「特別の事情がある場合を除くほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 9 号

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例

瑞浪市分担金徴収条例（昭和 6 0 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 1 3 条の 2 第 2 項」を「第 1 1 3 条の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 3 9 号）附則第 1 条本文に規定する日から施行する。

議第60号

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例

瑞浪市中小企業小口融資条例（昭和47年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第2号中「設備資金」の次に「。ただし、市外の店舗、工場又は事業所に対する設備投資にかかる設備資金は対象外とする。」を加え、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条（見出しを含む。）中「並びに」を「及び」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（瑞浪市附属機関設置条例の一部改正）

2 瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部瑞浪市中小企業小口融資審査委員会の項を削る。

（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「中小企業小口融資審査委員会委員」を削る。

議第61号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第62号

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市公園条例（昭和49年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項第2号中「前条」を「前号」に改める。

第15条第4号中「第24条第2項又は第4項」を「第26条第2項又は第4項」に改める。

第16条中「第15条」を「前条」に、「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第21条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第2中「使用料金」を「使用料」に改め、同表業として行う写真の撮影の項中「200」を「200円」に改め、同表興行の項中「50」を「50円」に改め、同表業として行う映画の撮影の項中「5,150」を「5,150円」に改め、同表展示会、競技会、集会、その他これらに類する催しの項中「、その他」を「その他」に、「510」を「510円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第63号

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市下水道条例の一部を改正する条例

瑞浪市下水道条例（昭和52年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表を次のように改める。

種別	基本使用料		従量使用料	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	1,800円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	140円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	160円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	175円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	190円
			100立方メートル	205円

			ルを超え1立方メートル増すごとに	
公衆浴場用	10立方メートルまで	1,800円	1立方メートル増すごとに	60円

第16条第3項中「次の各号の定める」を「次に掲げる」に改め、同項第1号ただし書を削り、同項第2号中「一般家庭以外で井戸水等」を「井戸水その他の水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）」に改め、「井戸水等の取水管に」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、管理者がこれによりがたいと認める場合は、管理者の認定した水量とする。

第16条に次の2項を加える。

- 4 管理者は、井戸水等の使用量を算定するため、適当な場所に量水器を設置するものとする。この場合において、使用者は量水器の設置を拒み、又は妨げることはできない。
- 5 使用者は、前項の規定により設置された量水器を、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理義務を怠ったために当該量水器を亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第16条第1項及び第3項の規定は、平成30年6月分として徴収する使用料から適用し、同年5月分までの使用料については、なお従前の例による。

議第 6 4 号

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

瑞浪市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項の表を次のように改める。

基本使用料		従量使用料	
汚水量	使用料	汚水量	使用料（1 立方メートルにつき）
1 0 立方メートルまで	1, 8 0 0 円	1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	1 4 0 円
		2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	1 6 0 円
		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで	1 7 5 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0	1 9 0 円

		立方メートルま で	
		100立方メー トルを超え1立 方メートル増す ごとに	205円

第12条第3項を次のように改める。

- 3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に掲げるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 井戸水その他の水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）を使用した場合は、管理者が設置した量水器により算定した使用水量とし、水道水及び井戸水等を併用した場合は、当該使用量を合算した使用水量とする。ただし、管理者がこれによりがたいと認める場合は、管理者の認定した水量とする。

第12条に次の2項を加える。

- 4 管理者は、井戸水等の使用量を算定するため、適当な場所に量水器を設置するものとする。この場合において、使用者は量水器の設置を拒み、又は妨げることはできない。
- 5 使用者は、前項の規定により設置された量水器を、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理義務を怠ったために当該量水器を亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項及び第3項の規定は、平成30年6月分として徴収する使用料から適用し、同年5月分までの使用料については、なお従前の例による。

議第65号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを、次のとおり提起（和解の申立てを含む。）する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 訴えを提起する相手方

市内在住の女性

2 対象物件

瑞浪市営住宅

3 請求の趣旨

相手方は、市営住宅家賃を長期にわたり滞納し、再三の請求にもかかわらず、これを支払わないため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えを岐阜地方裁判所多治見支部に提起する。

支払を請求する滞納家賃等は、次のとおりとする。

- (1) 明渡請求の日までの滞納家賃
- (2) 明渡請求の日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間については、瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）第40条第4項に規定する金銭
- (3) 訴訟費用

4 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において、当該住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払につき和解による解決が可能なきときは、和解できるものとする。
- (3) 訴訟提起前に、相手方より滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれるときは、即決和解の申立てをするものとする。

議第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1656	足又・八瀬沢線	大湫町字上足又52番72地先 大湫町字上足又52番19地先	

議第 6 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 5 7	論 析 3 号 線	釜戸町字論析 2 4 6 8 番 1 地先 釜戸町字論析 2 4 4 6 番地先	

議第 6 8 号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
加 藤 博 之	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第69号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
各 務 和 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第70号

平成29年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度瑞浪市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,426,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		87,023	6,340	93,363
	1 分担金	21,685	6,340	28,025
14 国庫支出金		2,198,412	34,437	2,232,849
	1 国庫負担金	1,331,223	50,501	1,381,724
	2 国庫補助金	858,092	△16,064	842,028
15 県支出金		897,410	33,699	931,109
	2 県補助金	298,385	33,447	331,832
	3 委託金	66,807	252	67,059
17 寄附金		41,220	1,100	42,320
	1 寄附金	41,220	1,100	42,320
18 繰入金		514,820	△50,700	464,120
	1 基金繰入金	500,120	△50,700	449,420
19 繰越金		100,000	516,324	616,324
	1 繰越金	100,000	516,324	616,324
21 市債		2,152,700	△52,800	2,099,900
	1 市債	2,152,700	△52,800	2,099,900
歳入合計		15,937,600	488,400	16,426,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		173,849	△4,600	169,249
	1 議会費	173,849	△4,600	169,249
2 総務費		1,664,013	362,969	2,026,982
	1 総務管理費	1,356,032	362,969	1,719,001
3 民生費		4,956,882	10,101	4,966,983
	1 社会福祉費	2,745,029	210	2,745,239
	2 児童福祉費	2,012,391	9,891	2,022,282
4 衛生費		1,332,278	2,951	1,335,229
	1 保健衛生費	373,454	1,493	374,947
	3 環境費	89,964	1,458	91,422
6 農林水産業費		277,990	4,400	282,390
	1 農業費	252,475	4,400	256,875
7 商工費		565,205	25,001	590,206
	1 商工費	565,205	25,001	590,206
8 土木費		1,108,158	25,000	1,133,158
	3 河川費	16,513	19,000	35,513
	4 都市計画費	234,424	6,000	240,424
9 消防費		580,576	4,359	584,935
	1 消防費	580,576	4,359	584,935
10 教育費		2,945,136	3,519	2,948,655
	2 小学校費	473,169	777	473,946
	3 中学校費	1,363,310	△5,758	1,357,552
	5 社会教育費	372,812	8,500	381,312
14 災害復旧費		0	54,700	54,700
	1 土木施設 災害復旧費	0	20,600	20,600
	2 農林水産業施設 災害復旧費	0	34,100	34,100
歳出合計		15,937,600	488,400	16,426,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画後期基本計画策定業務委託料	平成30年度	3,900
火 葬 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成32年度まで	64,746
瑞浪北中学校建築過程料 撮影等記録業務委託料	平成30年度	2,500
学校給食調理等業務委託料	平成29年度から 平成32年度まで	233,500

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単急傾斜地崩壊対策事業	2,600	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
Jアラート受信機更新事業	4,300			
多目的集会施設設備整備事業	8,500			
現年土木施設補助災害復旧事業	6,600			
現年土木施設単独災害復旧事業	600			
農業用施設補助災害復旧事業	8,000			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
瑞浪北中学校施設整備事業	815,100	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	780,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
臨時財政対策債	650,000				601,700			

認第1号

平成28年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 平成28年度瑞浪市一般会計決算

認第2号

平成28年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

平成28年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

平成28年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

平成28年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市介護サービス事業特別会計決算

認第6号

平成28年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第7号

平成28年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市水道事業会計決算

認第8号

平成28年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

平成29年8月29日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 平成28年度瑞浪市下水道事業会計決算